

滋 障 福 第 号
令和 6 年(2024年) 6 月 日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

生活介護サービス費の取扱いについて

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、障害者総合支援法に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）に関し、令和 6 年度より基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員に加え所要時間に応じた報酬単価を算定することとされています。

つきましては、当該基本報酬の取扱いについて、以下のとおりとしますので、十分に御確認いただきますようお願いいたします。なお、今後国からの通知等により、別紙の考え方が更新される可能性があること、御留意ください。

また、指定生活介護を受けた後に引き続き日中一時を同一事業所で受けている利用者については、日中一時から指定生活介護に切り替える等の対応も考えられます。別添事務連絡「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」も併せて御確認ください。

【参照通知等】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 97 号障発 0329 第 33 号令和 6 年 3 月 29 日】
- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（令和 6 年 3 月 29 日）
- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 4（令和 6 年 6 月 4 日）
- 障害福祉サービスに係る Q & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）事務連絡平成 19 年 12 月 19 日

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 高阪
TEL:077-528-3544
e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp

1. 生活介護サービス費について（所要時間の基本的な考え方）

生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員および所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画（以下「個別支援計画」という。）に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。

- Q. 営業時間が9時から16時の事業所であって、実際に営業時間を超えてサービスを提供した場合、その時間を所要時間に含むことはできるか。
- A. 国のQ&Aで、営業時間を超えた場合は算定できる旨の記載があるため、含むことはできる。ただし、恒常的に続く場合は、営業時間を見直すなどの対応をお願いする。

2. 標準的な時間の定め方

利用者ごとに個別支援計画の見直しを行い、標準的な時間を利用者本人および家族の同意を得た上で定め、その標準的な時間に基づき算定するものとするが、令和6年4月から個別支援計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

標準的な時間の記載方法については、「本人および家族の意向」等に記載することが考えられ、その内容については次および国様式を参考とすること。

（例）

サービス管理 責任者等：滋 賀 近江	担当職員：比叡 スズカ	
本人および家 族の意向 （望む生活）	・ ... ・ サービス提供時間 6時間、送迎時の移乗等 30分 合計6時間30分 ・ 障害特性による通院が月に3回あり、その日がサービス利用日である場合、申し送り事項等作成のため、上記サービス提供時間が短くなる場合は、実際のサービス提供時間に1時間追加する。	やむを得ない事情による規定

注）サービス提供時間に追加できる配慮規定

- ・ 往復の送迎の合計が3時間以上の場合 1時間まで
- ・ 要配慮者の利用が恒常的に短時間にならざるを得ない場合 2時間まで
- ・ 送迎時に実施した居宅内での介助 1時間まで

なお、個別支援計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が

合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを検討すること。

- | | |
|----|--|
| Q. | 令和6年3月に個別支援計画を作成した利用者について、令和6年4月以降に改めて作成する必要があるか。 |
| A. | 改めて作成する必要は求めない。ただし、標準的な時間については、追加で確認または定める必要がある。 |
| Q. | 令和6年3月に個別支援計画を作成した利用者について、標準的な時間を個別支援計画に定めない場合、毎月、前月の実績または本人の利用意向の確認により見込まなければならないか。 |
| A. | 国の留意事項通知からそのように解釈できる。個別支援計画に定めるのであれば、毎月の確認は不要。 |

3. 個別支援計画に定める標準的な時間を適用するやむを得ない事情について

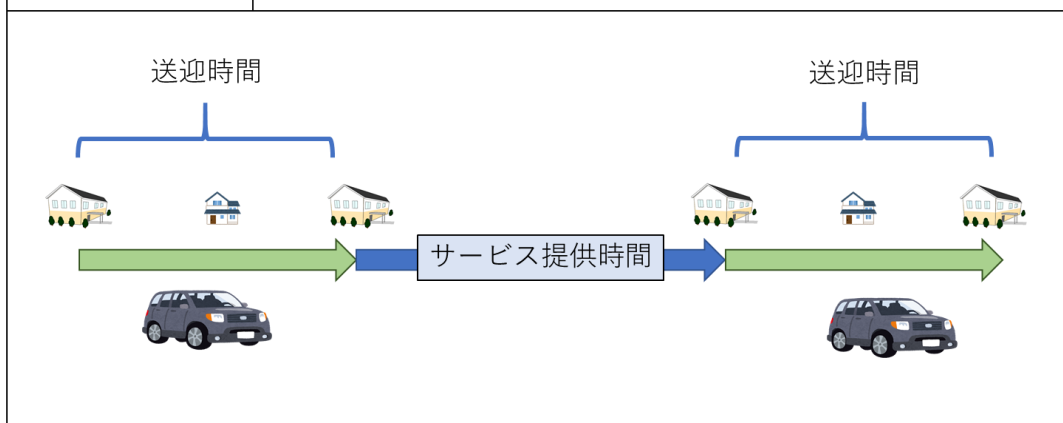
個別支援計画に定める標準的な時間より利用時間が短くなった場合に、個別支援計画に定める時間で基本報酬を算定できるかのやむを得ない事情については、次に掲げる事項に留意すること。

- (ア) 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況などにより、その日の所要時間が、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

- | | |
|----|---|
| Q. | 障害特性による月1回の通院があり、通院日にサービス利用がない場合でも、やむを得ない事情として標準的な時間を算定してよいか。 |
| A. | 過去にサービスを当日欠席した際に利用したとして加算申請が可能かとの問いに対して、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能と見解が示されている。そのため、個別支援計画に定めていたとしても、そもそもサービスの利用がない日についてはサービス費の算定ができないものとする。なお、当日から2日前までに連絡があった場合は欠席時対応加算の活用が考えられる。 |
| Q. | 利用者が事業所に来所されてから当日通院の必要があると伝えられた場合で、実際に早めに帰られた場合、申請時は標準的な時間を算定してよいか。 |
| A. | 2. に示しているように、事前に個別支援計画に記載したうえで、利用者および家族の同意が得られていれば可能。 |
| Q. | 施設入所者が外部の生活介護を利用している場合、体調不良等のため途中で施設に戻り、施設の生活介護を利用する場合、どのような算定を行えばよいか。 |
| A. | (6月10日現在、国に確認中) |

- (イ) 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が、当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

送迎時間の考え方



- Q. 送迎時に各痰吸引等のケアが必要で看護師が同乗している。この場合、サービス提供時間として、送迎時間をサービス提供時間としてよいのか。
- A. サービス提供時間とは認められない（国確認済）。
- Q. 複数人を送迎車で送迎する場合、往復で合計3時間以上かかる場合は、その送迎車の利用者全員に1時間を計上してよいのか。
- A. その送迎車利用者全員に1時間を計上してよい。

- (ウ) 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

⇒(ウ)のとおり、「利用時間が短時間にならざるを得ない利用者」に対する措置であるため、通常の利用時間が6時間以上の方に対しては、(ウ)に該当する時間を加えることは、基本的に想定されないと考えられる。

例：開所時間が9時から16時までで利用者が9時から15時まで恒常的に利用される場合、サービス提供時間は6時間を基本とする（送迎時の配慮等については加えることが可能）

Q. 障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、上記の医療的ケアが必要な者、重症心身障害者、強度行動障害を有する者、盲ろう者に限られるのか。

A. 限られるものではない。例えば、重度の身体障害や精神障害等に起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、市町において、利用者の状態等を勘案し判断いただきたい。

Q. 「日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要する」場合については、実際に要した時間を見込むことが困難と考えられるが、前月の支援状況等を基に、おおよその見込みで所要時間を計算しても差し支えないか。

A. 差し支えない。

Q. 利用者がサービス提供時間の途中で通院される（中抜けされる）場合、その時間をサービス提供時間に含めることは可能か。

A. 欠席時対応加算と同様、当日または2日前までに連絡があった場合は（ア）の考えに則り、やむを得ない事情として標準的な時間として算定して差し支えないと考えられる。

事前に通院することが分かっており、利用者家族等により通院される場合、その時間についてはサービスを提供していないこととして、サービス提供時間に含めることは原則できないと考えられる。ただし、実際の利用時間が6時間未満になる場合は、上記主旨に則り2時間以内を限度に含めることができると考えられる。

注）他サービス（同行援護等）を利用するなど、サービスの重複が発生する場合は、支給決定市町に確認をすること。

※国に照会を実施中、今後変更の可能性あり

(エ) 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、個別支援計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

Q. 利用者宅に送迎した際、移乗等に関して居宅サービスを利用されている場合、その時間をサービス提供時間に含むことは可能か。

A. サービスの重複に該当するため、含めることはできない。

(オ) 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

(別添)

利用者氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用者及び家族の 生活に対する意向		
総合的な支援の方針		
長期目標 (内容・期間等)		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)		生活介護は記入必須 (生活介護の記載例) ・ サービス提供時間 4 時間 ・ 送迎に係る配慮 1 時間 ・ 障害特性に係る配慮 30 分 ・ 送迎時の移乗等 30 分

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位
支援をカテ ゴリー化し て記載する 等の工夫に 使用。		使い方は任意だが、左に支援内容、右側にポイントを書く等。					

提供するサービス内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づきサービスの説明を受け、内容に同意しました。

サービス管理責任者氏名：

年 月 日 (利用者署名)

押印廃止

事 務 連 絡

令和6年3月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた
日中一時支援事業等の対応について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害者及び障害児が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底についてご配慮いただきますようお願いします。

記

1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。
- これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。
- なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。

2 移動支援事業について〔行動援護における短時間の支援の評価等〕

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護については、強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援を評価するなどの改定が行われます。
- 都道府県や市町村においては、この報酬改定を踏まえ、移動支援事業の利用者であって、行動援護の対象要件（注）に該当する者については、行動援護により専門的な支援が受けられるようにするとともに、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努めていただくことが必要です。

（注）区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）である者

3 訪問入浴サービスについて〔生活介護等における入浴支援加算の創設〕

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の入浴支援については、医療的ケアが必要な者等を評価する加算が創設されます。
- 入浴ニーズへの支援の評価により、訪問入浴サービスを利用している一部の医療的ケアが必要な者等においては、生活介護事業所において入浴ニーズに対応できるようになることが考えられます。
- また、今般の改定においては、福祉型強化短期入所サービス費に医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに対応するサービス類型を評価する基本報酬を創設しており、今まで以上に入浴ニーズへの対応が可能となることが考えられます。
- なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、医療的ケア児と重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価する加算が創設されます。